

事 務 連 絡
平成 24 年 2 月 24 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部

食品中の放射性物質の規格基準の設定について

標記については、平成 23 年 12 月 22 日付け事務連絡により、薬事・食品衛生審議会の放射性物質対策部会で、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく食品中の放射性物質に係る基準値案が取りまとめられたことについてお知らせしたところです。

本日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会と放射性物質対策部会の合同会議が開催され、薬事・食品衛生審議会会長から厚生労働大臣あての答申がありました。

答申内容は、食品中の放射性物質については、原案どおり成分規格を設定することが適当であり、新たな基準値のもとにおいても、引き続き各地方自治体で円滑に検査が行われるよう、国としても検査体制の整備等の支援に最大限努めるとともに、幅広く国民に対して、新たな基準値に関する理解を深める取組を進め、食品の安全・安心を確保することとされたところであります。

厚生労働省では、新たな基準値のもとで円滑に検査が実施できるよう、引き続き、機器整備に関する財政的な支援措置を実施するなど、各地方自治体に対する検査の支援を推進するとともに、説明会の更なる開催、政府公報等によるリスクコミュニケーションを進めることとしています。

については、新たな基準値の施行に先立ち、各都道府県や市町村の広報紙などを活用し、その内容や考え方等について、関係部局とも連携しつつ、貴管下関係業者及び住民の皆様への十分な周知をお願いします。

なお、小中学生などについては、給食も含めた朝昼夕の3食分の摂取量を考慮して基準値を計算しているため、給食に使用される食品が基準値に適合していれば、安全性は十分に確保されていると考えておりますので、教育委員会と十分に連携して周知いただくようお願いいたします。

(参考)

平成24年2月24日「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000023nbs.html>